担保原則として小要

保証人原則としてへま











例えば・・・

申告前 融資額1,000万円 融資期間5年(据置なし) 保証料率0.6%の場合

**82,500**⊟ 足立区補助金 信用保証料: 165,000円→十<u>当金庫補助金</u> 82,500円

**金 利**: **年2.5**% **----→** 足立区利子補給 **年2.5**% ■

**U**⊟!! (当初3年間)

※保証料率はお客様により異なります。

### お申込いただける方

- ①足立区内に住所を有する方(法人の場合は本店又は支店登記)また は融資のあっ旋を受けるまでに足立区内に転入(法人の場合は本 店又は支店登記)される方
- ②区民税等の租税を滞納していないこと
- ③東京信用保証協会の保証対象業種であること
- \*個人タクシー事業者は、別途ご相談ください。

**申告前の方** 事業を営んでいない個人で、足立区内において新た に個人で又は法人を設立して開業する方および開業してから初回の 確定申告時期が到来していない方

申告後の方 申告前の要件を満たして開業し、確定申告を済まさ れている方で、5年未満の方。

(開業の日にちは、法人登記年月日または売上発生日等事業の開始 が確認できる日で判断します。(登記事項証明書、開業届等で確認)

運転資金・設備資金(併用も可)

(\*法人設立のための出資金は対象になりません)

## ご融資金額

1,000万円以内

申告後の方 申告前の残高と合算

## ご融資期間

10年以内(据置1年以内を含む)

## ご融資利率(固定金利)

年2.5% ~年2.95%(ご返済期間等により変わります。)

# 利子補給および期間

申告前の方 年2.5%以内(3年間) 申告後の方 年1.2%以内(3年間)

「東京信用保証協会」の基準により決定されます。

## 保証料補助

保証料率を0.3%として計算した額を足立区が補助します。

さらに 当金庫で保証料率を0.3%として計算した額を上限として 補助します。

補助時期は、原則としてご融資実行後、足立区と同時期とさせてい ただきます。

元金均等弁済

### 保証人

個人の方:原則不要です。

法人の方:代表者の方を連帯保証人とさせていただきます。 (代表者以外の連帯保証人は原則不要です。)

原則不要です。

## その他注意事項

許認可業種の場合は、その許認可を取得することが条件となります。 融資を決定する時点で事業に着手していることが必要となります。

申告前の方 足立区の指定した「創業計画書」を作成し、中小企業 相談員の面接を受けることが必要です。

※当金庫でのご融資が初めての場合、融資新規口座開設手数料 3,150円をご負担いただきます。

※審査の結果、ご融資できないなどご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは店頭窓口・営業係に お尋ねください。



